

令和元年度

瀬戸内市各会計歳入歳出決算  
及び基金運用状況審査意見書

令和2年8月

瀬戸内市監査委員



本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和元年度瀬戸内市各会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和元年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和2年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 竹 原 幹



# 目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨 .....	1
第 2 審査の種類 .....	1
第 3 審査の対象 .....	1
第 4 審査の着眼点及び主な実施内容 .....	1
第 5 審査の実施場所及び日程 .....	2
第 6 審査の結果及び意見 .....	2
1 審査の結果 .....	2
2 意見 .....	3
(1) 総括意見 .....	3
(2) 個別意見 .....	5
ア 決算書等の表示が適正でないもの .....	5
(ア) 物品購入事務にかかる会計年度所属区分が適正でないものについて.....	5
(イ) 財産に関する調書の表示が適正でないものについて.....	9
イ 予算の執行等が適正でないもの .....	10
(ア) 条例に定めのないまま赴任旅費を支出しているものについて.....	10
(イ) 備前長船刀剣博物館の施設整備に係る変更契約を締結していないことにつ いて.....	11
(ウ) 国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計の収支状況について.....	12
(エ) 契約事務の適正化について.....	14
(オ) 支出負担行為事務の適正化について.....	18
3 決算の概要 .....	21

(注)

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年瀬戸内市監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

## 第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）  
基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

## 第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和元年度瀬戸内市一般会計

令和元年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

令和元年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

令和元年度瀬戸内市介護保険特別会計

令和元年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

令和元年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

令和元年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和元年度に係る基金の運用の状況を示す書類

## 第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和元年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類が、関係法令に準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況が適正であるかについて、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和2年6月30日から同年8月18日まで

## 第6 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

#### （1）各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。また、予算の執行は、個別意見に記載したように一部改善すべき事項も見受けられたが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

#### （2）財産に関する調書

財産に関する調書は、個別意見に記載した事項を除き、おおむね適正に表示されているものと認められた。

#### （3）基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。



## 2 意見

### (1) 総括意見

瀬戸内市の令和元年度決算は、一般会計、各特別会計を合わせた総額で、歳入計305億3950万余円、歳出計292億9499万余円となっている。これらの各会計に係る決算額については、会計相互間の繰入額、繰出額が含まれており、これを控除した純計決算額は、歳入290億8924万余円、歳出278億4473万余円、差引12億4451万余円となっている。

一般会計については、歳入206億8999万余円、歳出197億330万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億8669万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である3億1450万余円を差し引いた実質収支は6億7219万余円となっており、平成30年度とほぼ同様となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の29.5%を占める市税については、収入済額が61億165万余円（調定額に対する収入済額の割合97.8%）となっており、平成30年度と比べると11億7899万余円の増加となっている。これは、市内企業において、平成30年度に大規模太陽光発電所が完成し、当該償却資産の申告があったことなどにより、固定資産税が10億796万余円増加したことによるものである。また、令和元年度における市税の収入未済額については、1億2904万余円となっており、平成27年度と比べると2681万余円の減少となっているが、近年は横ばい傾向となっているので、引き続き、より効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額214億270万余円に対し、支出済額は197億330万余円（執行率92.1%）となっており、ここから翌年度繰越額9億4486万余円を差し引いた不用額が7億5453万余円となっている。平成30年度に比べ増加額が最も大きかったものは、総務費の8億4356万余円の増加で、その主な要因は、応援寄附事務関係事業やプレミアム付商品券発行事業によるものである。また、太刀無銘一文字（山鳥毛）の購入に伴い、教育費においても平成30年度に比べ7億4486万余円増加している。

瀬戸内市の令和元年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.57となっており、平成30年度に比べ0.01ポイント上回っている。近年、財政力指数は向上しているものの、将来を見据え、今後も向上を図る必要がある。また、経常収支比率については、82.9%で平成30年度に比べ3.1ポイント改善しているが、財政の硬直化を進行させないため、経常的経費の削減に努めるなど改善を図っていく必要がある。

令和元年度の決算審査においては、市の年度末の予算執行状況に着目したところ、令和2年

度予算により支出しなければならないにもかかわらず、物品が令和元年度に納品されたこととして令和元年度予算で支出する、いわゆる翌年度納入という事態や、予定価格が一定金額を下回るよう少額に分割して、同一の契約相手方に発注することにより、決裁区分等を変更するという、職員が不適切な業務を実施している事態が見受けられた。

また、財産に関する調書に重要物品の計上などが漏れていた事態や、支出負担行為決議書を起票しなければならない日から90日以上遅延して起票している事態も見受けられた。

このように、翌年度納入していることや、法令等を理解しないまま事務を行っていることを、市は組織全体の問題点と認識したうえで検証し、再発防止を図るとともに、法令等を遵守して適正に事務を執行することが必要である。そのうえで、市はチェック体制を強化する、法令等を守るように指導するという一般的な対応だけではなく、必要に応じ法令の範囲内で例規やルールを見直しすることなどにより、職員が、法令遵守しやすく、誤りなく業務が実施できるための会計経理の環境を構築することを検討する必要がある、市はその構築された環境を常に検証していくことが重要である。

最後に、人口減少・超高齢化社会の進展による社会環境の変化を考えると、本市では、今後の財政状況は厳しくなっていくことが見込まれる。市として、市民生活や市内経済を支える取り組みを継続していくために、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、中長期的な視点に立って、施策・事業の選択と集中を一層進め財政基盤を強化するとともに、各事業の経営戦略を策定することなどにより、持続可能な財政運営に取り組むことが必要である。

## (2) 個別意見

### ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 物品購入事務にかかる会計年度所属区分が適正でないものについて

市の歳出事務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、瀬戸内市物品管理規則(平成16年規則第52号。以下「規則」という。)等に基づき行うこととなっている。

施行令では、歳出の会計年度所属区分が規定されており、物件購入等、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。また、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(以下「契約書等」という。)に基づいて行わなければならないとされており、規則では、相手方から物品の納入の通知があったときは、契約書等に基づき、必要な検査をしなければならないとされている。

令和元年度の一般会計、各特別会計の決算審査に当たり、出納整理期間となる令和2年4月及び5月の支出について令和2年度の予算執行も含む物品購入に関するものから、支出件数の多い2事業者の支出状況を審査したところ、支出における会計年度所属区分が誤っているものが36件434,061円見受けられた。(別表1参照)

このうち、物品が令和2年度に納品されているのに実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、物品が令和元年度に納品されたこととして令和元年度予算により支出していたものが34件403,586円見受けられ、その事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1>

福祉課は、インターネット等で物品等を発注し納品を受けることができる業者(以下「ネット通販業者」という。)へ発注した物品について、令和2年4月1日以降の納品となっているにもかかわらず、3月中に納品され検査したこととして令和元年度予算により3件75,923円支出していた。

そして、支出の際には、ネット通販業者から届く請求書ではなく、ネット通販業者が定めた担当販売店が別に作成した請求書で支払っており、令和2年4月1日以降に納品された物品については、請求日の記載を3月31日と記載するよう指示していた。

また、ネット通販業者から届く請求書1枚と担当販売店が作成した複数枚の請求書を精査したところ、令和元年度に発注し令和2年度に納入された物品の送料について、担当販

売店が作成した請求書に330円の漏れがあることが判明した。

#### <事例2>

子育て支援課は、福祉課同様、令和2年度に納品されたにもかかわらず令和元年度予算により支出していたものが10件116,259円見受けられ、そのうち、1件3,306円は、国庫補助事業に該当していた。

#### <事例3>

裳掛こども園は、ホームセンターの店頭で令和2年4月13日から同月15日にかけて3件38,484円を購入したものの、お買上日が空欄となった請求書を受け取り、職員が請求日を3月31日と記載し、同日納品を受け、検査を行ったこととして令和元年度予算により支出していた。

なお、他に、同店頭で購入した日が分からないとする部署もあり、予算の執行管理が適正に実施できていないものがあった。

また、物品が令和元年度に納品されているのに実際の納品日より後の日付を検査日として記載することなどにより、物品が令和2年度に納入されたこととして、令和2年度予算により支出していたものが2件30,475円見受けられ、その事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例4>

美術館は、ネット通販業者へ令和2年3月11日から4月10日までに発注した物品について、ネット通販業者から届いた1枚の請求書で支出していたが、その際、年度ごとに支出することなく、すべて令和2年度予算で89,448円支出していた。しかし、このうち令和2年3月11日から同月30日までに発注した物品28,636円については、令和元年度中に納品を受け、同時に検査を行ったにもかかわらず、令和2年度予算により支出していた。

このように、特定の日付を指示して請求書を作成させたことや、納品された日と異なる日に納品されたとして処理することにより、歳出の会計年度所属区分を実際と異なる年度で処理していたことは、法令等に違反しており、令和元年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

なお、監査委員は、平成30年度定期監査結果報告書において、業者が作成すべき見積書に対し、特定の日を指示し記入させることや職員が後から日付を加筆する行為について、指摘をしている。

このような事態が生じたのは、計画的でない年度末発注が常態化し、予算の執行残があるうちはできるだけ使い切ろうとする意識が法令を遵守しなければならないという意識より優先していたことが認められる。

また、発注から検査までを同一職員が行っているなど検査事務が形がよい化し、納品された日と異なる日に納品されたとして処理することが安易にできたことにより、職員が法令に反した行為を行うという不適正な処理が可能となっていたことや、請求書を分割することにより請求未済額があっても確認できないままとなっていたことから、それら問題点を検証して再発防止を図る必要があると認められる。

別表1 物品購入事務にかかる会計年度所属区分が適正でないもの

## 令和元年度予算から支出したもの

No.	所属名	款名	項名	件名	支出金額	本来支出すべき年度	
						令和元年度	令和2年度
1	企画振興課	総務費	総務管理費	製本テープ、養生テープ代	2,464円		2,464円
2	市民課	民生費	社会福祉費	のびるファイル	2,805円		2,805円
3	市民課	民生費	社会福祉費	のびるファイル	2,805円		2,805円
4	市民課	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍・住基業務用消耗品(ラベルシール外)代	2,618円	1,518円	1,100円
5	図書館	教育費	社会教育費	ポリ袋 他代	61,227円	60,677円	550円
6	福祉課	民生費	社会福祉費	福祉課事務用(2段式ワンタッチスタンプ台 他21点)代	92,110円	58,495円	33,705円
7	福祉課	民生費	社会福祉費	福祉課事務用(テレホンスタンドフレックスハイタイプ)代	4,389円		4,389円
8	福祉課	民生費	社会福祉費	福祉課事務用品(テレホンスタンドハイタイプ)代	37,829円		37,829円
9	子育て支援課	民生費	児童福祉費	レーザーポインター、マグネットイレイザー他	3,306円		3,306円
10	子育て支援課	民生費	児童福祉費	ボードマスター代	157円		157円
11	子育て支援課	民生費	児童福祉費	パイプ式ファイル両開きA4他	16,662円		16,662円
12	子育て支援課	民生費	児童福祉費	蛍光ペン他	17,202円		17,202円
13	子育て支援課	民生費	児童福祉費	文書保存箱、テープカッター他	23,268円		23,268円
14	子育て支援課	民生費	児童福祉費	アラビックヤマトのリ・油性マーカー	245円		245円
15	子育て支援課	民生費	児童福祉費	マグネット付カードケース他	17,821円		17,821円
16	子育て支援課	民生費	児童福祉費	机上台×2	4,928円		4,928円
17	子育て支援課	民生費	児童福祉費	デスクターナー	21,780円		21,780円
18	子育て支援課	民生費	児童福祉費	デスクターナー	10,890円		10,890円
19	邑久保育園	民生費	児童福祉費	エプソン純正インク他代	37,699円		37,699円
20	邑久保育園	民生費	児童福祉費	ニトリル手袋他代	36,051円		36,051円
21	今城保育園	民生費	児童福祉費	シンプルF付水切りセット他商品計6点代	8,654円		8,654円
22	今城保育園	民生費	児童福祉費	SB/バケツ8リットル他商品計7点代	2,881円		2,881円
23	今城保育園	民生費	児童福祉費	トヨ軒ドイ(雨どい)計2点代	2,310円		2,310円
24	長船東保育園	民生費	児童福祉費	室内用伸縮柄うき外代	38,316円		38,316円
25	長船東保育園	民生費	児童福祉費	トイレトペーパー外代	2,425円		2,425円
26	長船西保育園	民生費	児童福祉費	「ビニールクロス 90CM幅外」代	16,735円		16,735円
27	長船西保育園	民生費	児童福祉費	「霧吹きスプレー外」代	8,971円		8,971円
28	長船西保育園	民生費	児童福祉費	「養生テープ外」代	3,876円		3,876円
29	裳掛こども園	民生費	児童福祉費	元肥入園芸培養土他代	15,658円		15,658円
30	裳掛こども園	民生費	児童福祉費	エルモアティッシュ他代	20,967円		20,967円
31	裳掛こども園	民生費	児童福祉費	ニチバンゼロテープ他代	1,859円		1,859円
32	産業振興課	農林水産業費	農業費	リボンロッド代	3,942円		3,942円
33	牛窓学校給食調理場	教育費	保健体育費	バネクランプ代	604円		604円
34	牛窓学校給食調理場	教育費	保健体育費	直管20W(蛍光灯)、線引きテープ代	732円		732円
合計					524,186円	120,690円	403,586円

No.9については、国庫補助事業に該当している。

## 令和2年度予算から支出したもの

No.	所属名	款名	項名	件名	支出金額	本来支出すべき年度	
						令和元年度	令和2年度
1	備前長船刀剣博物館	教育費	社会教育費	事務用品(ボックスファイル 他)	1,839円	1,839円	
2	美術館	教育費	社会教育費	施設管理・展示・事務用消耗品(カラーペーパー、トイレトロール代外)	89,448円	28,636円	60,812円
合計					91,287円	30,475円	60,812円

(イ) 財産に関する調書の表示が適正でないものについて

市は、決算に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、建物、物品、無体財産等については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

令和元年度の財産調書について審査したところ、建物については、放課後児童クラブの建物解体・増築工事に伴う異動116.89㎡が記載されておらず、物品についても、太刀無銘一文字（山鳥毛）の購入等が適正に記載されていなかった。結果として、決算年度中増減高、決算年度末現在高が誤っていた。

そして、無体財産については、瀬戸内市ブランドロゴマークの著作権外3件が記載されておらず、決算年度末現在高が異なるものとなっていた。

したがって、建物、物品及び無体財産に誤った決算年度末現在高等が記載されていることから、令和元年度の財産調書の表示の一部が適正でないと認められる。

昨年度の各会計歳入歳出決算審査意見書でも述べたとおり、財産調書は市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであり、正確に記載することは極めて重要である。

昨年度まで2年連続誤っていたにもかかわらず、3年連続して財産調書に誤りが発見されたことから、市は、職員に対し、財産調書の重要性を改めて周知徹底を図るとともに、財産調書の作成に当たっては、複数の部署において確認や、財産に関する情報のデータベース化を検討するなど、財産に関する情報を適切に管理できる体制に改善する必要があると認められる。

なお、財産調書は、監査委員より指摘した事項が修正されたものが決算書に付して提出されている。

## イ 予算の執行等が適正でないもの

(ア) 条例に定めのないまま赴任旅費を支出しているものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）によると、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例で定めなければならないとされており、市は、職員等の旅費について、瀬戸内市職員等の旅費に関する条例（平成16年条例第47号。以下「旅費条例」という。）により、必要な事項を定めている。

市は、市から他の団体へ身分が移管している職員が令和2年4月に市に着任することに伴う赴任旅費を、令和元年度予算において1件127,600円支払っていた。

しかし、法は、旅費の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないとしているにもかかわらず、旅費条例に赴任旅費に関する事項が定めのないまま支出されていた。

したがって、市は、旅費条例に定めることなく、赴任旅費を支出していたことは、法令に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、職員等の旅費について条例で定めることを必要とする法の認識が十分でなかったことによると認められる。



(イ) 備前長船刀剣博物館の施設整備に係る変更契約を締結していないことについて

市は、複数年度にわたる契約を締結するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に基づき、債務を負担する行為（以下「債務負担行為」という。）を設定している。法は、支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）は、法令又は予算の定めるところに従いしなければならないとしており、瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）では、契約を締結するものについては、契約を締結するときに支出負担行為として整理することとしている。

備前長船刀剣博物館（以下「博物館」という。）は、令和元年度から、展示品等の維持管理を行うための環境整備（以下「施設整備」という。）を行うとして、令和元年度予算において、令和2年度の債務負担行為限度額86,163,000円を設定していた。

そこで、博物館の施設整備における債務負担行為に係る契約について確認したところ、次のような事態が見受けられた。施設整備のうち、博物館展示室等整備工事は、令和2年3月に契約金額85,800,000円として、支出負担行為が行われ、その契約書における各年度の支払限度額は、令和元年度23,166,000円、令和2年度62,634,000円となっていた。

そして、博物館は、工事業者との契約時期が令和2年3月と遅くなり、工事が進行しなかったとの理由により、令和2年3月末までに中間検査ができないものとして、支出負担行為変更決議書により、令和元年度の支出負担行為の額を12,870,000円減額していた。

しかし、支出負担行為変更決議書を確認してみると、令和2年3月中に各年度の支払限度額を変更し、令和元年度10,296,000円、令和2年度75,504,000円とする契約書の変更が必要であるにもかかわらず、契約書の変更をすることなく令和元年度の支出負担行為額のみを減額していた。

また、博物館展示室等整備工事監理業務における支出負担行為額2,530,000円についても同様に、契約書の変更をすることなく支出負担行為額のみを455,400円減額していた。

このように契約書に定めた各年度の支払限度額を変更するために、契約書の変更をすることなく、支出負担行為額を減額したことは、適正を欠いており是正する必要がある。

このような事態が生じたのは、契約事務についての認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(ウ) 国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計の収支状況について

市は、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、裳掛診療所を設置している。そして、裳掛診療所の事業に係る会計については、瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計（以下「診療所特会」という。）を設置し管理している。

診療所特会の令和元年度歳入決算額は、2396 万余円となっており、その主なものは、診療収入が 1128 万余円、繰入金が 1239 万円となっている。また、歳出決算額は 2376 万余円となっており、その主なものは、医師派遣委託料などの総務費 1235 万余円、医薬材料費などの医業費が 705 万余円となっている。

過去 5 年間の診療所特会の歳入及び歳出決算額の推移をみると、歳入については、診療収入が年々減少しており、令和元年度の診療収入は、平成 27 年度と比べ、509 万余円 (31.1%) 減少している。また、歳出についても、医業費が年々減少しており、令和元年度の医業費は、平成 27 年度と比べ、402 万余円 (36.3%) 減少している。(表 1、表 2 参照)

表 1 診療所特会の直近 5 年間の歳入決算額の推移 (単位:千円、%)

年度	診療収入	繰入金額	その他	収入済額	繰入額が収入済額に占める割合
平成 27	16,377	11,998	270	28,646	41.9
28	14,474	12,626	276	27,377	46.1
29	13,232	11,153	998	25,383	43.9
30	12,211	12,612	250	25,073	50.3
令和元	11,286	12,390	289	23,966	51.7

表 2 診療所特会の直近 5 年間の歳出決算額の推移 (単位:千円、%)

年度	総務費	医業費	公債費	支出済額計
平成 27	13,001	11,085	4,347	28,434
28	12,632	9,465	4,347	26,445
29	12,494	8,342	4,347	25,183
30	12,786	7,739	4,347	24,872
令和元	12,359	7,057	4,347	23,765

ただし、総務費については、その支出内容が職員の給与や医師委託派遣料等といった固定費としての要素が強いものであることから、表 2 のとおり、平成 27 年度以降は大きな増減がない状況となっている。

一方、裳掛診療所の財源不足を補うために一般会計及び国民健康保険特別会計より支出された繰入金については、表 2 のとおり、平成 30 年度以降は、繰入金の歳入決算額に占め

る割合が50%を超えている状況となっている。

これら、診療収入、医業費が減少している主な原因は、表3のとおり、年間の診療件数が減少していることによると考えられる。

表3 直近5年間の裳掛診療所受診者数等の推移 (単位:日、件)

年度	年間の診療件数	年間診療日数	1日当たりの平均診療件数
平成27	1,112	192	5.8
28	1,099	196	5.6
29	1,008	194	5.2
30	965	195	4.9
令和元	937	190	4.9

そこで、令和元年度の裳掛診療所の診療時間に対する受診者の利用状況を確認したところ、表4のとおり、年間の診療日数190日で、それぞれ午前と午後の1日2回の診療実施に対し、受診者利用がなかった診療時間は、午前の診療が25回、午後の診療が75回となっていた。特に、午後の診療だけで見るとおよそ4割が受診者もなく低調な利用状況となっていた。

表4 令和元年度 裳掛診療所の受診者の利用状況

診療時間	診療回数	受診者なしの回数	
		回数	割合
午前	190回	25回	13.2%
午後	190回	75回	39.5%

これら1回の診療時間にかかる費用を、職員の給与や医師委託派遣料にかかる費用から計算してみると、およそ27,000円であり、受診者の利用がなかった診療時間100回で試算してみると、年間270万余円が受診者の利用のないままで支出されていた。

裳掛診療所は、市民の健康保持に必要な医療を提供するためには必要な診療所である。

しかし、このまま受診者が減少し、診療収入も減少し続けた場合、さらに繰入金が必要となると認められる。

したがって、市は、短期的には裳掛診療所の受診者の利用状況にあわせた運営とするなど早急に検討するとともに、平成29年度各会計歳入歳出決算審査意見書でも述べたにもかかわらず、診療所の経営状況に大きな変更がないことから、今後の裳掛診療所の存続等も含め、抜本的な対策を検討する必要がある。

## (エ) 契約事務の適正化について

市の工事の請負、財産の買入れ等に係る契約事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、瀬戸内市契約規則(平成16年規則第50号。以下「契約規則」という。)、瀬戸内市事務決裁規程(平成16年訓令第6号、以下「事務決裁規程」という。)等に基づき行うこととなっている。

契約事務の手続きは、契約規則により、2人以上から見積書を徴さなければならないこととなっているが、予定価格が50万円未満の工事請負契約を締結するときは、契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他の者から見積書を徴しないことができる。そして、予定価格が10万円未満の契約を締結するときは、見積書を徴しないことができるとされている。

また、契約書の作成は、契約金額が30万円未満の場合は省略することができ、その場合は、請書を徴さなければならないとされ、予定価格が10万円未満の契約を締結するときは、この限りではないとされている。さらに、事務決裁規程では、1件となるべき事案を分割して処理し、決裁者を変更してはならないとされている。

そこで、令和元年度の一般会計、各特別会計の支払に係る伝票のうち、令和2年3月及び4月に支出した1件50万円未満の工事の請負、財産の買入れ等に係る伝票を抽出し確認したところ、予定価格が2人以上から見積書を徴さなければならない金額を下回る額に分割して、同じ契約の相手方に発注していると認められる契約が計30件2,339,199円見受けられた。(別表2参照)

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### <事例1>

こども政策課は、5件の工事の契約事務を行い、計1,100,000円を支払っていた。5件の契約はいずれも、2人以上から見積書を徴さなければならないこととされている予定価格50万円を超えないものとなっている。

しかし、それぞれの契約は、同一の施設の工事を、同一の日付で、同じ契約の相手方と契約して実施されており、複数の契約に分割しなければならない理由はなく、一括した事業とすれば部長決裁の100万円を超えるものを分割することにより、課長決裁としていたと認められる。

### <事例2>

福祉課は、9件の備品購入に関する契約事務を行い、計789,580円を支払っていた。9件の契約は、機構改革及び異動内示に伴い、早急に備品を揃える必要性から、必要数量が分かったものから、2つの業者に発注したとしていずれも、見積書を徴さなくてよい予定価格が10万円を超えないものとなっている。

しかし、同じ契約の相手方に発注しているものについて、複数の契約に分割しなければならない理由はなく、一括した発注とすれば、2人以上から見積書を徴することによる競争性を図ることが可能であったと認められる。

### <事例3>

裳掛こども園は、14件の消耗品費を1業者に発注し、計303,319円を支払っていた。そして、すべての発注金額は、見積書を徴しなくてもよいとされている10万円を超えないものとなっている。

しかし、それぞれの契約の内容は、複数の契約に分割しなければならない理由はなく、一括した発注とすれば、2人以上から見積書を徴することによる競争性を図ることが可能であったと認められる。

また、10万円を超えると課長決裁となるものを分割することにより、すべて園長決裁としていたと認められる。

なお、裳掛こども園においては、令和2年2月に報告した令和元年度定期監査結果報告書で、契約規則等に違反する見積書の徴取について指摘しており、令和2年2月下旬に子育て支援課における契約事務の研修も行われていたと確認したところであるが、直後となる3月において、当該業者に見積書を徴しなくてもよい金額にて複数回の発注を行っていたり、分割したりしたことは、監査委員として適正な手続きであったとは認められない。したがって、今後、勧告することも含め注視していくものとする。

これらのように、予定価格が一定金額を下回るよう少額に分割して、同一の契約相手方に発注するなどの契約事務を行い、決裁区分等を変更している事態は適切とは認められず、平成28年度各会計歳入歳出決算審査意見書でも述べたように、法令等を遵守して、透明性、公正性及び競争性を確保し、適正な契約事務の執行を図る必要があると認められる。

また、複数の請求書により支払うことは、支払総額の誤りや、決裁者や会計管理者部局の業務負担を招くことにもつながることから、市全体としての効率的な業務の在り方を検討する必要があると認められる。

これらのような事態が生じたのは、各所属において、職員数が限られている中で、担当者自身の事務手続の省力化や事務の効率化になるのであれば、他の部署の負担の増加や、規則等からの逸脱も許されるとするなど、法令に従って事務を適正に執行することの重要性に対する認識が欠けていたと認められる。

別表2 同一業者に対し複数の支払いをしているもの

No.	所属名	細節名称	件名	金額	支出日	業者ごとの支出額計
1	秘書広報課	印刷製本費	CF一口佩刀チラシ	99,000円	R2.3.9	146,300円
2	秘書広報課	印刷製本費	CF一口佩刀申込書	47,300円	R2.3.9	
3	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(脇机外2品)代	93,940円	R2.4.24	353,540円
4	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(引違書庫外2品)代	71,720円	R2.4.24	
5	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(引違書庫外2品)代	93,940円	R2.4.24	
6	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(引違書庫外2品)代	93,940円	R2.4.24	
7	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(片袖机外1品)代	88,660円	R2.4.24	
8	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(片袖机外1品)代	88,660円	R2.4.24	
9	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(書類保管庫)代	94,545円	R2.4.24	436,040円
10	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(書類保管庫)代	85,800円	R2.4.24	
11	福祉課	庁用器具費	福祉部事務用(片袖机2品)代	78,375円	R2.4.24	
12	こども政策課	保育園施設整備 工事費	壁面掲示板張工事	330,000円	R2.4.24	1,100,000円
13	こども政策課	保育園施設整備 工事費	2階ベランダネット張工事	242,000円	R2.4.24	
14	こども政策課	保育園施設整備 工事費	屋内階段ネット張工事	143,000円	R2.4.24	
15	こども政策課	保育園施設整備 工事費	屋外階段鉄扉設置工事	176,000円	R2.4.24	
16	こども政策課	保育園施設整備 工事費	1階テラス北側ユニフェンス設置工事	209,000円	R2.4.24	
17	裳掛こども園	消耗品費	マグフォーマーチャレンジBOX代	34,100円	R2.4.24	
18	裳掛こども園	消耗品費	マジックキューブ(玩具)他代	24,420円	R2.4.24	
19	裳掛こども園	消耗品費	アイクリップコンテナセット(玩具)代	29,480円	R2.4.24	
20	裳掛こども園	消耗品費	ループチャイム(玩具)他代	24,310円	R2.4.24	
21	裳掛こども園	消耗品費	かわいい&おしゃれイラストデータ集代	2,145円	R2.4.24	
22	裳掛こども園	消耗品費	選べるループカーペット長方形代	30,000円	R2.4.24	
23	裳掛こども園	消耗品費	選べるループカーペット長方形代	30,000円	R2.4.24	
24	裳掛こども園	消耗品費	コンビおまるでステップ他代	23,210円	R2.4.24	
25	裳掛こども園	消耗品費	選べるループカーペット正方形代	20,900円	R2.4.24	
26	裳掛こども園	消耗品費	やわらかもちもちマット代	21,780円	R2.4.24	
27	裳掛こども園	消耗品費	ラスターカラーキャップ付パウチ赤他代	16,544円	R2.4.24	
28	裳掛こども園	消耗品費	パルハンドスタンプ青他代	16,280円	R2.4.24	
29	裳掛こども園	消耗品費	どうぶつカラーマットスキップ代	20,900円	R2.4.24	
30	裳掛こども園	消耗品費	画用紙4ツ切105kg他代	9,250円	R2.4.24	303,319円
合計				2,339,199円		

(オ) 支出負担行為事務の適正化について

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。

市の支出は、支出負担行為を原則としている。支出負担行為とは、法で、支出の原因となるべき契約その他の行為としており、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。そして、規則では、支出負担行為を行うには、支出負担行為の内容を示す書類を添えて、支出負担行為決議書又は支出負担行為決議兼支出命令書を起票し、支出負担行為として整理する時期に決議しなければならないとしており、市は、契約の締結については、契約を締結するときに、指令については、指令するときに支出負担行為として整理することとなっている。

また、会計管理者は、法により支出負担行為が法令又は予算に違反していないことなどを確認することとなっており、その確認の時期については、昭和38年自治省通知によると、支出負担行為の段階において、審査を行うことが望ましいとされている。

令和元年度における伝票データのうち、支出負担行為決議書2,648件を抽出し審査を実施したところ、支出負担行為決議書を起票及び決議しなければならない日から90日以上遅延して起票の処理が行われたと認められるもの（以下「起票遅延」という。）が、50件69,309,760円見受けられた。（別表3参照）

また、起票遅延50件のうち、会計年度として定められた令和2年3月31日を超え、出納整理期間である令和2年4月1日以降に起票及び決議されたと認められるものが14件19,480,920円見受けられた。

そこで、支出負担行為決議書の起票遅延50件について、審査を実施したところ、次のような状況となっていた。

出納室が作成している「会計事務の手引き」などで支出負担行為手続きを確認すると、支出負担行為決議書を起票するに当たって必要な主な書類として、契約する起案書及び契約書の写しなど支出負担行為を確定させた経緯が分かるものとしている。そして、各担当者は、起案書において契約書を締結する決裁を受け、契約書に押印し契約を締結したのちに、支出負担行為決議書を起票することとなっている。

そのため、支出負担行為決議書を起票したときの決裁の事務手続きは、起案書による事務手続きと概ね重複するものとなっている。



しかし、契約を締結するときに支出負担行為をすることになっているにもかかわらず、起案書により契約書を締結し、事務が進捗できることは、職員が支出負担行為決議書を起票することを失念しやすい状況になっており、結果として法令等に違反を生みやすくなっていると認められる。なお、このような状況は、指令するときに支出負担行為として整理するものも同様と認められる。

したがって、市は、支出負担行為決議書を起票するのを失念しやすい事務処理手順となっていることを認識し、起案書と支出負担行為決議書の起票を同時にすることなどを含め検討し是正する必要があると認められる。

さらに、今回の審査で財務会計システムの伝票データを確認したところ、支出負担行為決議書の起票日を本来起票すべき日まで遡っていると同時に、財務会計システム上で会計管理者が確認し確定させた日までも起票日まで遡っていた。

このように財務会計システムの伝票データを確定させる日を安易に遡る状況は、支出負担行為に関する確認事務を形がい化させることから、市は、支出負担行為手続きに関する問題点を検証して適正な事務ができるように検討する必要があると認められる。

別表3 支出負担行為決議書の起票が90日以上遅延されたと認められるもの

No.	所属名	件名	金額
1	契約管財課	基幹系ドメインコントローラ機器更新	3,065,040円
2	契約管財課	介護保険システム 番号連携データ標準レイアウト変更対応	702,000円
3	契約管財課	児童扶養手当システム 番号連携データ標準レイアウト変更対応	388,800円
4	秘書広報課	「山鳥毛里帰りプロジェクト」によるクラウドファンディングの推進及び推進事務局支援業務	12,826,000円
5	秘書広報課	山鳥毛里帰りプロジェクトによるクラウドファンディングのためのパブリック・リレーションズ(PR)業務	2,200,000円
6	秘書広報課	友好都市交流事業委託料	1,863,000円
7	秘書広報課	多文化共生事業委託料	500,000円
8	秘書広報課	瀬戸内市e街ギフトウェブサイト構築及び告知関係制作業務	2,699,950円
9	秘書広報課	電子商品券一斉送信業務	495,000円
10	秘書広報課	瀬戸内市マスコット「セットちゃん」データカラー統一、ガイドライン作成	160,600円
11	企画振興課	瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金	360,000円
12	企画振興課	県立邑久高校生徒瀬戸内市市内施設見学業務に係るバス借上料	236,500円
13	環境課	瀬戸内市自動車騒音常時監視業務	935,000円
14	環境課	平成31年度瀬戸内市環境衛生協議会補助金	160,000円
15	福祉課	令和元年度保健福祉センターゆめトピア長船大ホール音響システム保守点検業務委託料	162,000円
16	子育て支援課	令和元年度地域組織活動育成事業費補助金	49,630円
17	子育て支援課	瀬戸内市保育園送迎バス運行委託業務	2,300,000円
18	子育て支援課	瀬戸内市保育園送迎バス運行委託業務	2,700,000円
19	こども政策課	弱電設備購入業務	253,000円
20	こども政策課	壁面掲示板張工事	330,000円
21	こども政策課	2階ベランダネット張工事	242,000円
22	こども政策課	屋内階段ネット張工事	143,000円
23	こども政策課	屋外階段鉄扉設置工事	176,000円
24	こども政策課	1階テラス北側ユニフェンス設置工事	209,000円
25	子育て支援課	消防用設備点検委託料(邑久・福田・今城・長船西・長船東保育園、裳掛こども園)	198,380円
26	子育て支援課	令和元年度瀬戸内市放課後児童健全育成事業費補助金	1,600,000円
27	子育て支援課	令和元年度児童健全育成対策費補助金	359,700円
28	いきいき長寿課	OfficePro2019(介護保険端末分)	128,920円
29	いきいき長寿課	瀬戸内市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金	8,266,000円
30	いきいき長寿課	瀬戸内市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金	7,197,000円
31	建設課	前島福浜樋門管理業務	30,000円
32	建設課	前島福浜樋門管理業務	30,000円
33	建設課	瀬戸内市木造住宅耐震改修事業費補助金	496,000円
34	建設課	大塚地区農道草刈作業	100,800円
35	建設課	大塚地区市道草刈作業	107,000円
36	建設課	応急ポンプ設置・撤去業務(東町・前島)	407,000円
37	建設課	応急ポンプ設置・撤去業務(尾形川・船戸)	495,000円
38	建設課	応急ポンプ設置・撤去業務(鹿忍沖)	550,000円
39	建設課	邑久町福谷地内畑かんΦ75漏水修繕業務	171,600円
40	建設課	林道西須恵線草刈作業	126,840円
41	産業振興課	瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金	818,000円
42	産業振興課	瀬戸内市地域協力活動推進事業補助金	1,658,000円
43	産業振興課	集落ぐるみ農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金	288,000円
44	産業振興課	集落ぐるみ農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金	2,228,000円
45	産業振興課	令和元年度水産業振興事業費補助金	100,000円
46	文化観光課	道の駅黒井山グリーンパーク公衆トイレ新築等設計業務	2,530,000円
47	文化観光課	弘法寺脚供養調査に伴う撮影業務委託料	220,000円
48	備前長船刀剣博物館	秋季特別展「一文字と長船」における刀剣借上料	230,000円
49	美術館	企画展「久山淑夫展」展示企画業務委託	257,000円
50	社会教育課	瀬戸内市邑久スポーツ公園改修基本設計業務	7,560,000円
		合計	69,309,760円

### 3 決算の概要

令和元年度の瀬戸内市一般会計、各特別会計の決算額は、表5、表6のとおり、歳入計305億3950万余円（予算対比97.4%）、歳出計292億9499万余円（予算対比93.4%）となっている。

一般会計については、歳入206億8999万余円、歳出197億330万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、9億8669万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源3億1450万余円を差し引いた実質収支は、6億7219万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は98億4950万余円、歳出総額は95億9168万余円となり、形式収支は2億5782万余円となっている。令和元年度については、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、形式収支と実質収支が同額となる。

表5 令和元年度瀬戸内市決算の状況

（単位：円）

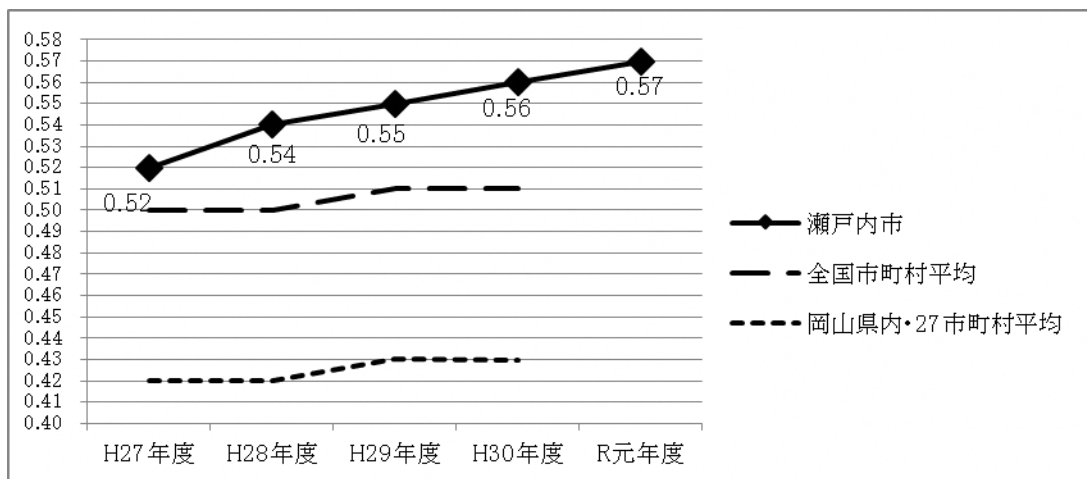
区分	歳入	歳出	形式収支	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	20,689,995,852	19,703,303,686	986,692,166	314,500,599	672,191,567
特別会計合計	9,849,507,281	9,591,687,111	257,820,170	-	257,820,170
国民健康保険特別会計	4,284,545,561	4,284,409,917	135,644	-	135,644
国民健康保険診療施設 裳掛診療所特別会計	23,966,125	23,765,202	200,923	-	200,923
介護保険特別会計	4,351,377,772	4,285,021,432	66,356,340	-	66,356,340
後期高齢者医療 特別会計	554,387,256	554,064,891	322,365	-	322,365
土地開発事業特別会計	50,511,210	18,908,340	31,602,870	-	31,602,870
企業団地造成事業 特別会計	584,719,357	425,517,329	159,202,028	-	159,202,028
総計	30,539,503,133	29,294,990,797	1,244,512,336	314,500,599	930,011,737

表6 予算に対する執行率

（単位：円、%）

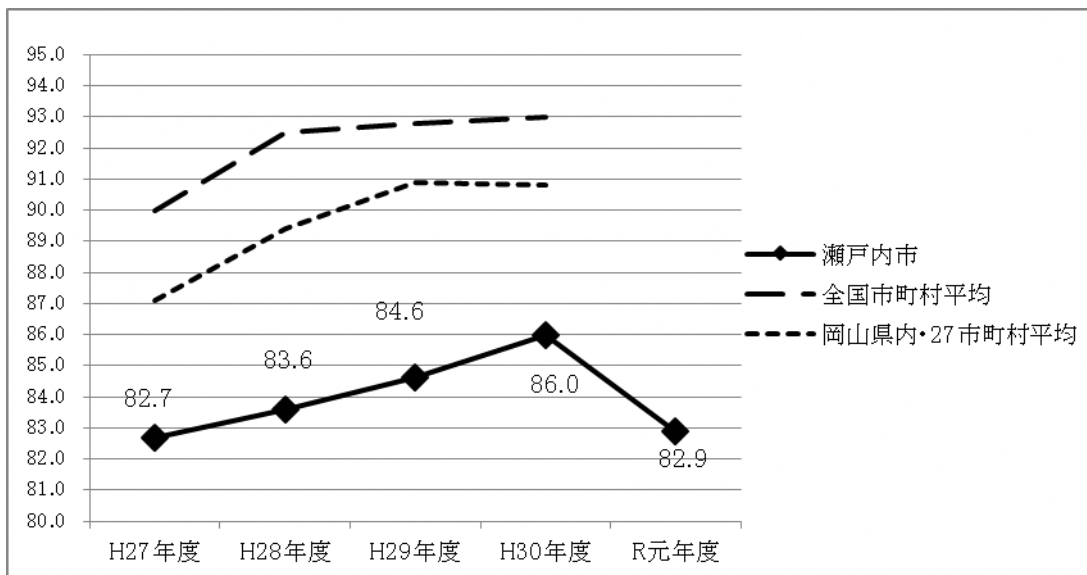
区分	予算現額	歳入	歳出
一般会計	21,402,702,730	96.7	92.1
特別会計 合計	9,958,315,000	98.9	96.3
総計	31,361,017,730	97.4	93.4

図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)から抽出した。  
 (注2) 令和元年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)から抽出した。  
 (注2) 令和元年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。

